

申し込み時の注意点について

認可保育施設への入所申し込みに伴い、下記内容を必ずご確認ください。

① 申し込み前の注意点

申し込み書類には必ず事実を記載してください。記載事項について不備や虚偽等があった場合、申し込み又は入所決定(内定)を取り消すことがあります。

- 利用希望時間について
育児休業中及び求職活動中で申し込みをする場合、保育標準時間の利用を希望していても、保育短時間での契約となります。
育児休業からの復職や、求職活動中に仕事が決まったことで、保育利用時間を短時間から標準時間へ変更を希望される場合は、変更希望月の前月末までに「保育施設利用可能時間変更届」と「就労証明書(復帰日または就労開始日記載)」をこども未来課に提出してください。
- 希望施設について
申込書表面の「第一希望施設」欄に第一希望施設を、裏面には希望順位を数字で記入してください。数字の記入されていない施設は希望がないとみなし、空席がある場合でもご案内しません。
なお、希望順位の数に上限はありません。
- 転入予定での申し込みについて
転入予定でも申し込みは可能ですが、申込時に転入予定が分かる書類の添付がない場合は審査の際に減点となります。また、入所決定(内定)となった場合でも、入所予定の前日(前日が土日祝日の場合はその直近の平日)までに合志市に住民登録ができなければ入所はできません。
- 育児休業等取得中での申し込みについて
入所決定(内定)となった場合、入所決定(内定)月の翌月14日までに就労復帰が必要です。必ず、事前に勤務先への確認をお願いします。
- 就労証明書の就労実績欄について
就労実績が審査時の指数へ反映します。実績がある場合は、必ず、直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数を記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。
- 審査・利用調整について
入所審査は、指数が高い方から順に希望施設を確認し、入所施設を決定します。
※ 希望施設の順位や数が利用調整の優先度に影響することはありません。また、自宅近くの施設への優先や、保護者の個人的な理由(車の運転ができない等)を考慮することはありません。

重要：辞退について

辞退とは、決定(内定)が出ている保育施設への入所を辞退することをいいます。一度辞退の届出を提出されますと、その後に辞退を取り消すことは一切できません。辞退後に再度申し込みをする場合は、選考において減点対象となるほか、同年度内であっても申請書類一式を改めて提出する必要があります。

なお、この減点は年度を超えても継続します。

また、既に入所予定月を迎えている場合は、「辞退」ではなく「退所」扱いとなり、実際の通所の有無にかかわらず保育料が徴収されます。

裏面あり

② 申込書提出後の注意点

- 希望順位等を変更したい場合
「保育施設入所申込希望変更届」を提出してください。提出された翌月の審査より反映されます。入所決定(内定)後の希望変更はできません。
- 申し込みが不要になった場合(市外へ転出、幼稚園への入園が決まった等)
「入所辞退・申込取下届」を必ず提出してください。転出した場合は、原則、転出月までの入所となります。
- 就労状況が変わった場合(内定した、転職した、勤務時間が増えた等)
「就労証明書」を提出してください。
- 仕事を退職した場合
退職後1ヶ月以内に「入所変更届(退職)」を提出してください。3ヶ月間の仮承諾になります。
なお、求職活動中の利用可能時間は保育短時間となります。
- 妊娠または出産した時
次年度の入所要件が変わる可能性があります。こども未来課へ連絡してください。
- その他
保育を必要とする要件や家族構成が変わった場合は、その都度届出や書類の提出等が必要になります。